

金武町における照明弾落下事故に関する意見書

去る12月5日、金武町伊芸区の民間地において、米海兵隊がキャンプ・ハンセンで訓練中に使用した60ミリ迫撃砲照明弾3発が落下する事故が発生した。

照明弾は長さ9センチメートル、直径5.5センチメートル、重さ250グラムの円筒状でワイヤーとパラシュートがついており、3発もの照明弾の落下は、県民に大きな衝撃を与えた。

落下物は伊芸区の住宅地そばの田んぼで発見されており、稲の収穫前なら火災になっていた可能性もある。そのほか沖縄自動車道近くの木の上や区内川沿いの道路上でも発見されるなど、周辺では農作業をする住民もいることから、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、地元住民を初め、危険と隣り合わせの生活を強いられている県民に大きな不安と恐怖を与えている。

同基地周辺では、これまでも米軍の実弾射撃訓練による被弾事故や照明弾落下による山林火災等がたびたび発生しており、本県議会も幾度となく抗議し、事故の原因究明及び再発防止等を強く要請してきたにもかかわらず、再び同様な事故が発生したことは、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底的な究明と実効性のある再発防止策を講じるとともに、県民に公表すること。
 - 2 住宅地付近での訓練、演習を恒久的に中止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て